

大分大学医学部附属病院リスクマネージャー連絡会内規

令和6年5月21日制定
令和6年医学部附属病院内規第4-1号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部附属病院メディカル・リスクマネジメント委員会細則（平成21年医学部附属病院細則第4-11号）第11条及び大分大学医学部附属病院医療安全管理部細則（平成21年医学部附属病院細則第4-19号）第7条の規定により、医療安全管理に関する決定事項、注意喚起が必要な事項等の周知並びに指導及び助言を各部署へ行うために設置する、大分大学医学部附属病院リスクマネージャー連絡会（以下「連絡会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大分大学医学部附属病院メディカル・リスクマネジメント委員会における決定事項の周知に関すること。
- (2) 医療安全管理部における決定事項の周知に関すること。
- (3) 医療安全管理に関し注意喚起が必要な事項等の周知に関すること。
- (4) 医療安全確保のための指導及び助言に関すること。
- (5) その他医療安全管理に関し必要な事項

(構成)

第3条 連絡会は、医療安全管理責任者及び次の各号に掲げる部署に応じて当該各号に規定する者（以下「リスクマネージャー」という。）をもって構成する。

- (1) 診療科 病棟医長及び外来医長
- (2) 中央診療施設
 - ア 検査部 臨床検査技師長
 - イ 手術部 副部長及び看護師長
 - ウ 放射線部 診療放射線技師長及び看護師長
 - エ 材料部 看護師長
- (3) 特殊診療施設 副部長、副センター長若しくは副室長又は特殊診療施設の長が指名する者及び看護師長（看護師長が配置されていない特殊診療施設を除く。）
- (4) 薬剤部 副薬剤部長
- (5) 看護部 看護師長（第2号及び第3号の看護師長を除く。）
- (6) 医事課 医事課長

(議長)

第4条 連絡会に議長を置き、医療安全管理責任者をもって充てる。

2 議長が欠けたとき、又は議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代行する。

(連絡会)

第5条 議長は、原則として毎月1回連絡会を招集する。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時に連絡会を招集することができる。

(代理出席)

第6条 議長は、リスクマネージャーが都合により出席できないときは、代理者の出席を認めることができる。

(事務)

第7条 連絡会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、連絡会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和6年5月21日から施行する。